

## 転入者各位

このたびは、多賀城市高崎地区にお住まいになりましたことを、心からお喜び申し上げます。

これよりは、自治会「会員」として種々自治会運営にご参加をいただくこととなりますので、その概要を下記によりご案内いたします。

### 記

- \* この地区は、高崎自治会と称し自治会を組織しております。
- \* この会は、高崎行政区に居住する世帯をもって組織しております。
- \* この会の目的は、会員相互の親睦を図るとともに、自治振興の発展に寄与することを目的としております。
- \* 目的を達成するために、
  - 1 市と行政は密接に連携・提供を図っております。（区長・班長制）
  - 2 地域の環境及び保健衛生に関する事業。（環境衛生部）
  - 3 消防、防犯、防災、交通指導に関する事業。（消防団・防犯協会・防災会）
  - 4 スポーツまたは趣味の教室事業。（体育部・文化教養部）
  - 5 高齢者対策事業。（ふれあい部）
  - 6 区民総参加（春まつり、夏まつり、どんと祭）の事業。（事務局・各種団体）
  - 7 子ども会育成会、婦人会、老人会、交通安全母の会等に対する協力援助。
- \* この会の円滑な運営を図るため。事業及び収支予算計画の審議、事業報告並びに収支決算報告を、毎年1回年度当初に総会を開催し決議されます。
- \* この会の運営費として、次のとおり各世帯から負担をしていただいております。  
自治会費は月額350円で、班長さんが集金にお伺いします。

- (1) 転入者の会費は、転入翌月から納入（徴収）するものとします。
- (2) 転出の場合は、転出の翌月分より返還します。
- (3) 地域環境事業として、春・夏・秋に市をあげて大掃除をしますので、各世帯からの協力をお願いします。
- (4) 家庭から排出されるゴミは、分別収集されますので、ゴミ区分及び曜日を確認の上、指定場所に出してください。
- (5) 区民を対象とした諸行事、市民総合スポーツ大会等には、積極的に参加をお願いします。
- (6) 会員が死亡したとき（家族を含む）は、会則により弔慰金が支給されます。

\* 不明な点がありましたら、班長さんまたは会長までおたずねください。